

【障害学生の修学支援等に関する要項】

（趣旨）

第1 この要項は、大分短期大学において障害学生の修学などを支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要項において「障害学生」とは、身体等に障害があり、身体障害者手帳等を有する者又それに準ずる障害があることを示す診断書を提出することが可能なもので、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を認められたものをいう。

（支援の申出窓口）

第3 障害学生は、支援を随時学生部に申し出ることができる。

（支援体制）

第4 支援の申し出があったときは、支援の必要性の有無及び支援の範囲について、総務部・庶務部・教務部・学生部及び指導教員を交えて、必要であれば支援体制を築き、その都度協議をする。

2 学生部、総務部又は庶務部・教務部及び指導教員は、障害学生の修学等を支援するため、相互に連携及び協力するものとする。

3 前項の支援を円滑かつ適切に行うため、総務部は、関係部局間の調整を行うものとする。

第5 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、別に定める。